

社会保障制度改革国民会議報告書の概要（国保関係）

- 1 国保に係る財政運営の責任の主体（保険者）を都道府県とする。
- 2 都道府県への保険者移行は、次期医療計画（30年度～）の策定前に実現すべき。
- 3 国保の運営に関する業務は、財政運営をはじめとして都道府県が担うことが基本
- 4 都道府県は、地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討
- 5 保険料の賦課徴収、保健事業などは引き続き市町村が担うことが適切。市町村が保険料収納や医療費適正化へのインセンティブを損なうことのない仕組みに。
- 6 都道府県への移行の具体的なあり方は、国と地方団体との十分な協議が必要
- 7 後期高齢者支援金の負担について、平成27年度から全面的に総報酬割とすべき。
- 8 抜本的な財政基盤の強化を通じて国保財政の構造問題解決を図ることが、保険者を都道府県に移行する前提条件
- 9 その財源は、後期高齢者支援金に対する負担方法を全面報酬割にすることにより生ずる財源をも考慮に入れるべき。
- 10 公費投入だけでなく保険料の適正化など国保自身の努力も必要
- 11 保険料の賦課限度額を引き上げるべき
- 12 多くの非正規労働者が国保に加入している状況を踏まえ、被用者保険の適用拡大を進めていくことも重要
- 13 70～74歳の医療費自己負担は、法律上は2割負担となっており、世代間の公平を図る観点から1割負担となっている特例措置を止めるべき。

社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について

平成25年8月21日
閣議決定

国保関連部分のみ抜粋

- (6) 持続可能な医療保険制度を構築するため、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

医療保険制度の財政基盤の安定化について次に掲げる措置

イ 国民健康保険(国保)の財政支援の拡充

ロ 国保の保険者、運営等の在り方に関し、保険料の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運營業務について、財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市区町村の積極的な役割が果たされるよう都道府県・市区町村で適切に役割分担するために必要な措置

ハ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第26号)附則第2条に規定する所要の措置

保険料に係る国民の負担に関する公平の確保について次に掲げる措置

イ 国保及び後期高齢者医療制度の低所得者の保険料負担を軽減する措置

ロ 被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全てを総報酬割とする措置

ハ 所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し

ニ 国保の保険料の賦課限度額及び被用者保険の標準報酬月額の上限額の引上げ
保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等について次に掲げる措置

イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う、70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せて検討する負担能力に応じた負担との観点からの高額療養費の見直し

ロ 医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

- (7) 次期医療計画の策定期間が平成30年度であることも踏まえ、(6)に掲げる必要な措置を平成26年度から平成29年度までを目途に順次講ずる。法改正が必要な措置については、必要な法律案を平成27年通常国会に提出することを目指す。

- (8) (6)に掲げる措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方等について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。